

遺産分割協議成立申立書

自動車の表示

登録番号	車台番号

被相続人

氏名	死亡年月日
	年 月 日

遺産分割協議成立年月日	申立書による申請の同意年月日
年 月 日	年 月 日

被相続人の死亡により、被相続人所有の上記自動車について民法の規定に基づき遺産分割協議を行ったところ、私が上記自動車を相続することに協議が成立したので申し立てます。

また、当該移転登録について、本申立書により申請する旨同意を得られたので今回の申請に及びました。

なお、本申し立てについて問題が発生した場合は、私が責任をもって処理し、貴職に一切ご惑をかけることを誓約いたします。

近畿運輸局 運輸支局長 殿

住所

氏名

実印

添付書類

- ①相続する自動車の価格が100万円以下であることが確認できる査定協会発行の査定書又は、査定価格が確認できる資料の写し及び査定士の資格者証の写し。
(注:100万円を超える車両ではこの方法では申請出来ません。)
- ②被相続人の死亡が確認できる戸籍謄本又は、戸籍の全部事項証明書。
(注:相続人全員のものには必要ありません。)
- ③被相続人と申請人である相続人の関係が証明できる戸籍謄本又は、戸籍の全部事項証明書。
- ④相続人の印鑑証明書。(発行日の翌日から3ヶ月以内のもの。)
- ⑤相続人の実印又は、実印を押した委任状。